

安全で快適な学生生活のために

1. 学生が巻き込まれやすいトラブルを知ろう
2. 法令や立命館大学のルールを理解し守ろう
3. 自分で自分を守るための「姿勢」と「行動」ができるようになるろう
4. 困った時、悩んだ時の相談先を持っておこう

大学生は、
騙されやすい、狙われやすい、
トラブルに巻き込まれやすい
なぜでしょう？

なぜ騙されやすい、狙われやすいか？

- 社会生活における経験不足、消費生活上の知識の乏しさ
- トラブルに遭遇したときにどこへ相談していいのかわからない
- 他人に迷惑をかけたくないと思い、一人で抱え込んでしまう
- 「まさか自分がトラブルに遭う」とは思っていない

知識をつける！

相談できる先を持っておく

「自分にも起こり得る」と認識する

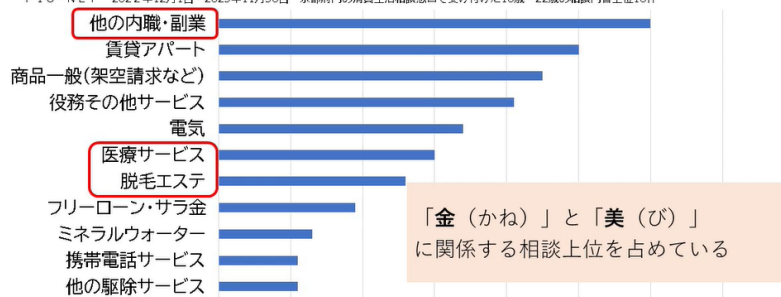
1. 学生が巻き込まれやすいトラブル

2022年 全体	
第1位	バイト先での金銭・労働環境トラブル
第2位	大学外での人間関係でのハラスメント
第3位	SNS のやりとりでのトラブル
第4位	訪問販売契約によるトラブル
第5位	マルチ商法によるトラブル

2023年 全体	
第1位	パワハラ・セクハラ・モラハラ
第2位	バイト先での金銭・労働環境トラブル
第3位	訪問販売契約によるトラブル
第4位	SNS のやりとりでのトラブル
第5位	マルチ商法によるトラブル

大学生に多い消費者トラブル

京都市内（2023年12月～2024年11月）18歳～22歳の相談内容
P I O - N E T 2022年12月1日～2023年11月30日 京都市内の消費生活相談窓口で受け付けた18歳～22歳の相談内容上位10件



出典：京都府消費生活安全センター https://youtu.be/5UmeMLeitrE?si=teN2UO_uRL0J1wOQ

トラブルで困った時は消費者ホットライン#188と相談してください。

どのような手口があるか、 どのように対策すればよいかを事例から学ぼう！

身近に起こり得るトラブルの例

- (1) 盗難
- (2) 闇バイト
- (3) 契約トラブル

(1) 盗難被害の事例

キャンパス内の教室で、空き時間に
パソコンで課題に取り組んでいた。

トイレに行きたくなったので、

「短時間なら大丈夫だろう」と思って

パソコンは机に置いたまま、タブレットや

ワイヤレスイヤホン、財布、教科書などが入った
バッグをパソコンの横に放置し、トイレに行った。
教室に戻ったら、荷物一式がどこにも見当たらず、
その後も見つかることはなかった。

盗難に遭わないために

- ①貴重品は身につける
- ②席に荷物を置いたままにしない
- ③体育館・更衣室ロッカーを正しく施錠する
- ④自転車に二重ロックをかける
自転車の防犯登録をしておく
- ⑤ひったくりに注意

図書館、体育館、食堂、
ラウンジ、駐輪場などで
盗難・窃盗・ひったくりが
多発しています！



大学は様々な人が出入りする場です。
自己防衛を心掛けてください。

(2) 闇バイトの事例

効率よく稼げるバイトを探していたところ、SNS上の求人募集で、「高額報酬！指示通り業務をこなすだけ！どなたでもできます！」という広告を発見。軽い気持ちで専用アプリから個人情報を（指示されるがままに実家の情報等も）入力して応募。さっそく仕事が入り、指定の住所に行き現金を受け取るように指示が入った。

出典：警視庁 生活安全総務課 犯罪情勢分析係
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpd/joho/movie/seian/740.html

(2) 闇バイトの事例

「受け取るだけなら、『知らなかった』と言えば大丈夫だろう」と思って実行。しかし、怖くなって、1回だけで「辞めたい」と連絡したところ、

「お前はもう犯罪者。逃げたら家族全員消す」と脅され、逮捕されるまで抜け出せなくなった。

※闇バイトは「知らなかった」では済まされない**犯罪**！

出典：警視庁 生活安全総務課 犯罪情勢分析係
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpd/joho/movie/seian/740.html

闇バイトに手を出さないために

- ① SNSや掲示板上での「魅力的なバイト」の情報は鵜呑みにしない。
- ② 闇バイトによく利用されるSNSや、メッセージアプリでのやり取りに注意する。
- ③ 万が一闇バイトに応募してしまったら、一人で抱え込んだりせず、必ず警察などの公的な窓口にご相談しましょう。

出典：<https://www.baitoru.com/contents/list/detail/id=3525>

闇バイトは犯罪です。
他人から勧められても、断るという行動を！

(3) 契約トラブルの事例

脱毛エステに興味があってSNSで人気のサロンに「話を聞くだけでもOK」と言われて来店。とても良い店員さんで、自分の悩みも親身になって聞いてくれた。「施術するなら今の年齢がベスト」「今、この場で契約したら●%オフ」などと言われ、優しくしてくれた店員さんへの申し訳なさや、ベストなタイミングで、お得に契約したいという気持ちから、署名してしまった。

成年（18歳）に達したら注意！



未成年者の場合…

契約には親の同意が必要。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができる。

成年（18歳以上）に達すると…

親の同意がなくても自分で契約ができる。
「未成年者取消権」は行使できない。
契約に対して責任を負うのも自分自身。

・携帯電話の契約
・ローンを組む
・クレジットカードをつくる
・一人暮らしの部屋を借りる
などが自分の責任でできる

参考：政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/>

契約トラブルを防ぐために

- ① ネットの情報を鵜呑みにせず、商品・サービスの中身をよく見極める。
- ② 「今すぐ決めて」と契約をせかされても、その場で契約しない。
- ③ 借金やクレジット契約を勧められても、お金がなければ契約しない。

トラブルで困った時は
消費者ホットライン#188に相談してください。

2. 法令や立命館大学のルールを理解し守ろう

- (1) 飲酒・喫煙（20歳未満は不可）
- (2) 不正薬物使用
- (3) ハラスメント（加害者にならない、被害を受けたら相談）
- (4) 立命館大学の学生懲戒規程

(1) 飲酒と喫煙

飲酒

- ◆ 飲酒／喫煙／競馬・競輪などのギャンブルは、20歳未満 不可！
- ◆ 20歳以上でも イッキ飲み・飲酒強要・飲酒運転 は、“犯罪行為”。
- ◆ 飲酒運転は自分だけでなく、他人の飲酒運転につなげる行為も禁止（刑罰等の対象）
※ 乗用車・バイクだけでなく、自転車も対象
- ◆ 雰囲気流され多量のお酒を飲む（飲ませる）と、急性アルコール中毒で死亡する危険もある。
※ 危ないと感じたら迷わず救急車（119番）

喫煙

- ◆ 立命館大学のキャンパスは全面禁煙（「卒煙支援エリア」を除く）
- ◆ 指定されたエリア外での喫煙行為は、法令違反
- ◆ 受動喫煙、有害な副流煙の健康被害を無くそう
- ◆ 健康被害を理解し、初めから吸わない
- ◆ 禁煙・卒煙のサポートを保健センターで実施しています。

お酒とたばこは体にダメージを与えます！

(2) 不正薬物使用

薬物は人生をこわす！

- 大麻など薬物は身体と精神を破壊します。一回だけと思っても自分の意志だけでは**やめられません**。

薬物は家族も社会も不幸にする！

- 薬物乱用はあなただけの問題ではありません。家族も社会も**不幸にします**。

軽い気持ちの向こうに厳しい処罰！

- 厳しい刑罰と社会的批判で**人生が台無し**になります。
- **不正薬物の所持・使用・密輸入・製造等は、懲役等の刑罰を伴う重大な犯罪行為**。

不正薬物使用は刑罰の対象です

(3) ハラスメント (加害者にならない、被害を受けたら相談)

- **人は一人ひとり違う**という事を理解し、**自分も相手も大切な一人**であるという認識をもつ。
- 相手が嫌な思いをしたり傷つくような言動はしない。
- 人によって受け取り方は異なることを理解する。
※「**相手もそう思うだろう**」、「**これぐらいはいいだろう**」という「**思い込み**」をしないよう注意！

大学で起こるハラスメントの例：

- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・アカデミックハラスメント
- ・アルコールハラスメント
- ・レイシャルハラスメント

ハラスメントの種類や該当する行為等については、右記の「ハラスメント防止委員会」HPで確認！

ハラスメントを受けたら、一人で抱え込まずに、相談委員に相談してください

ハラスメント
防止委員会



相談員の連絡先



(4) 立命館大学のルール＜学生懲戒規程＞（抜粋）

懲戒の対象とする行為

1. 刑罰法令その他法令に違反する行為
2. ハラスメント行為
3. 情報倫理に反する行為
4. 学問的倫理に反する行為
5. 学生もしくは教員の学問研究活動、または本大学の業務を妨害する行為
6. 試験等における不正行為
7. 本大学の定める規程および規程を根拠とする規範により学生が遵守すべき事項に違反する行為
8. 学生の本分に反する行為

懲戒の流れ

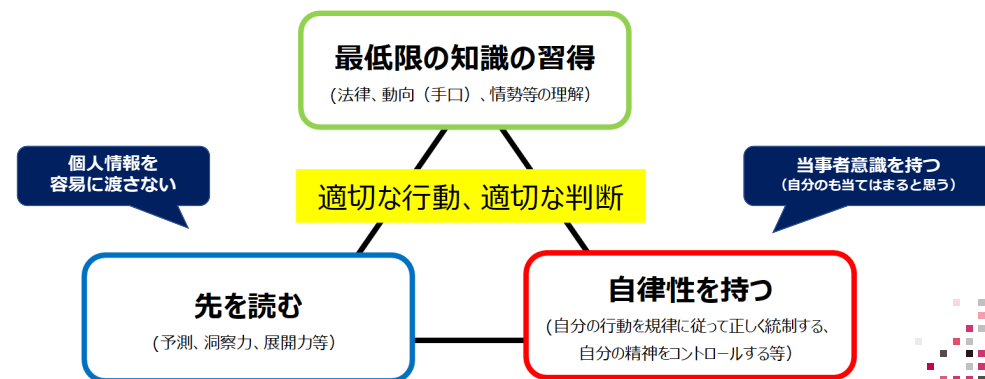
- ① 学生の不正行為・犯罪行為などの発生
- ② 大学の各部署、所属学部・研究科において事実関係の調査
- ③ 所属学部・研究科において面接・指導・反省文に基づく教育指導（必要に応じて学生支援・サポートも各相談機関と連携して実施）
- ④ 所属学部・研究科で懲戒原案の作成
- ⑤ 学生生活会議で調整
- ⑥ 弁明の機会
- ⑦ 所属学部教授会・研究科委員会・独立研究科教授会で審議→上申
- ⑧ 学長決裁 懲戒の執行
・学生、保証人に通知→不服申し立て制度有
・懲戒内容を公示
- ⑨ 所属学部・研究科・学内専門機関での継続した教育指導

詳細は
TIPS参照



日々の行動に責任を持ちましょう。

3. 自分で自分を守るための「姿勢」と「行動」ができるようになろう トラブルを回避するために必要な姿勢と行動



3つの要素（知識・先読み・自律性）の関係性

（例）SNSへの投稿が、特定の人物への誹謗中傷として大きな問題に発展してしまう可能性がある例

行為

Aさん：自分のクラブに関する不満をSNSに投稿。
（閲覧できる人は限定した）

先読み

クラブに関するネガティブな情報が拡散したら…
→クラブの仲間を傷つけるかも
→特定の相手を精神的に追い込むかも

知識

名誉毀損罪や侮辱罪などの罪が
適用される可能性がある

それでも、なぜやってしまうのか？

自分の欲求 > 自律性

自分の嫌な気持ちをどうにかしたい！

+

都合の良い考えも作用

楽観的で根拠のない発想
「閲覧可能者を限定すれば、見つからないだろう」
「他の人もやっているから大丈夫だろう」

トラブルを回避するために 自律性を持つことの大切さを知ろう！

先読み部分＜想像力、洞察力＞ ※想定しうるリスクは多い

その時の感情に任せて
SNSに投稿すると…

- 相手を攻撃し誹謗中傷した場合、自分が加害者になる可能性がある。
- 加害者になったら民事、刑事の両方の責任を負う可能性がある。
- 他人（被害者・関係者・家族等）に迷惑をかけ、自分もさらに傷つく可能性がある。

一方通行の
SNS投稿、
チャットの送信
ではなく、対面
等で「対話」！

目先の欲求を
満たすことは、
本当に効果的
な解決策か？

先読みできても、欲求をコントロールするために必要なこと

自律性＜効果的と思える手立て＞

- ① 他者の意見を聞く、自分が納得するまで他者と議論する。
→ 自分の考えを客観視
- ② トラブルに発展した場合のダメージ（損失）を試算する。
→ 損得勘定
- ③ 他者への影響と長期的な視点に立って、この行為が人としてどうなのかを考える。
→ 道徳、倫理的側面を検証

注意：自律性を持つ
ことは、自分の欲
求・感情を自分の中
だけで抱え込み我慢
することではない！

SNS上のトラブル

必ず後から確認してください！

- ① SNS 上の情報は、必ずしも正しいものばかりではない。
→ デマや不確かな情報も。
 - ② SNS上においても、社会的ルールを守らなければならない。
→ 他人の写真・情報の無断掲載でトラブルになることも。
 - ③ SNS 上の情報は、世界中に広まるものである。
→ SNS上に一度発信した内容は完全には削除できない。
 - ④ SNS では匿名でも、責任が伴う発言として取り扱われる。
→ 匿名であっても個人が特定され、中傷誹謗は人権侵害に。
 - ⑤ SNS での不用意な発言は、家族・友人にまで被害が及ぶ可能性
→ 個人情報が特定される等、周囲にまで迷惑がかかる。
- 発信する前に、一歩立ち止まって、自分がされたらどうか？
他に解決策はないか？を考えてから、行動してください。

4. 困った時、悩んだ時の相談先を持っておこう

困った時、悩んだ時、あなたは誰に相談しますか？

親？ 兄弟？ 友達？ 先輩？ 先生？

1人で悩む？

今日からあなたの相談先に
学生オフィスを追加してください。

【衣笠】研心館 2F
【BKC】セントラルアーク1F
【OIC】A棟1F AS事務室